

令和3年度 岐阜県立岐阜北高等学校 いじめ対応フローチャート

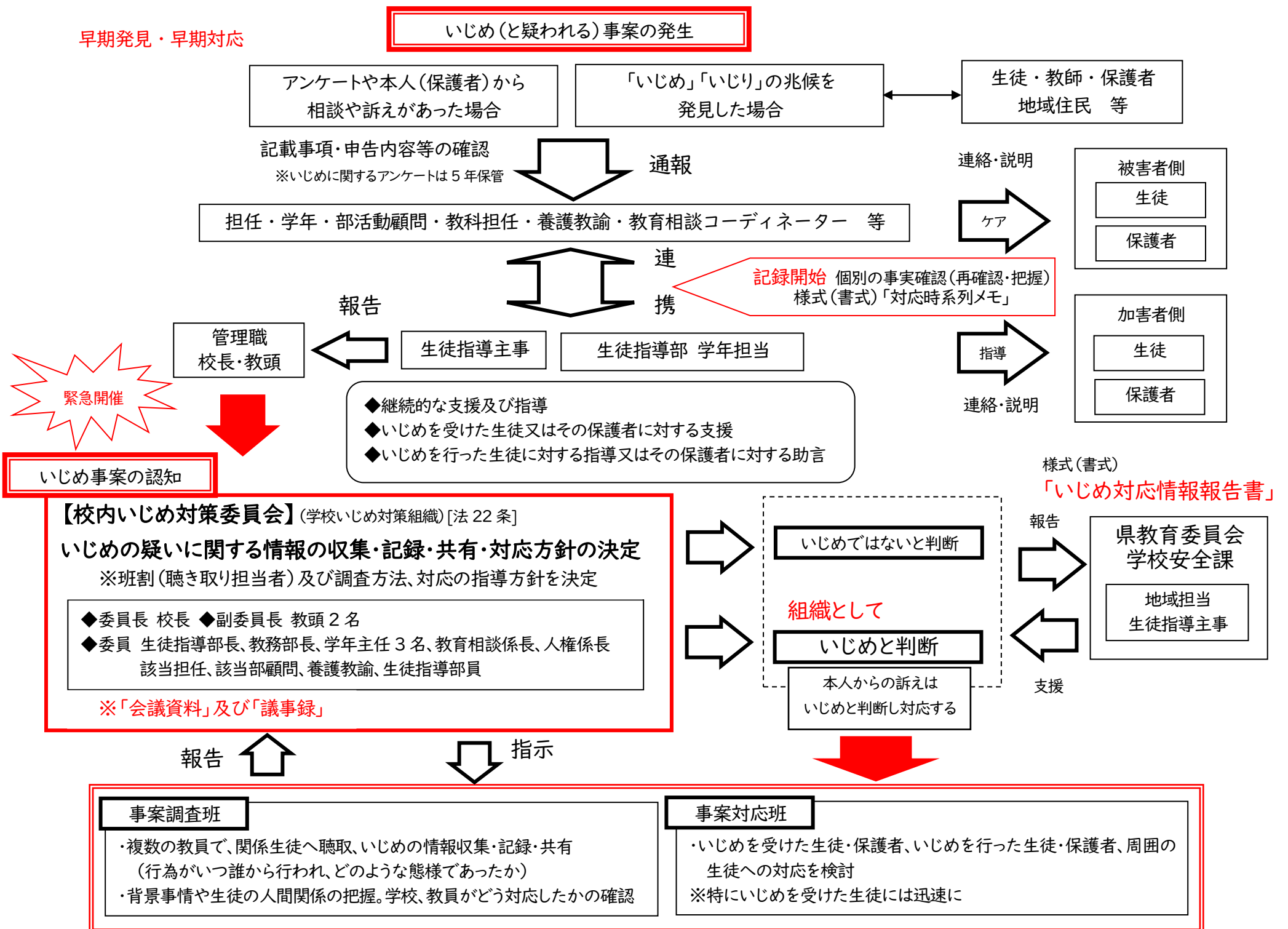
I 「いじめ」の定義(いじめ防止対策推進法 第2条より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

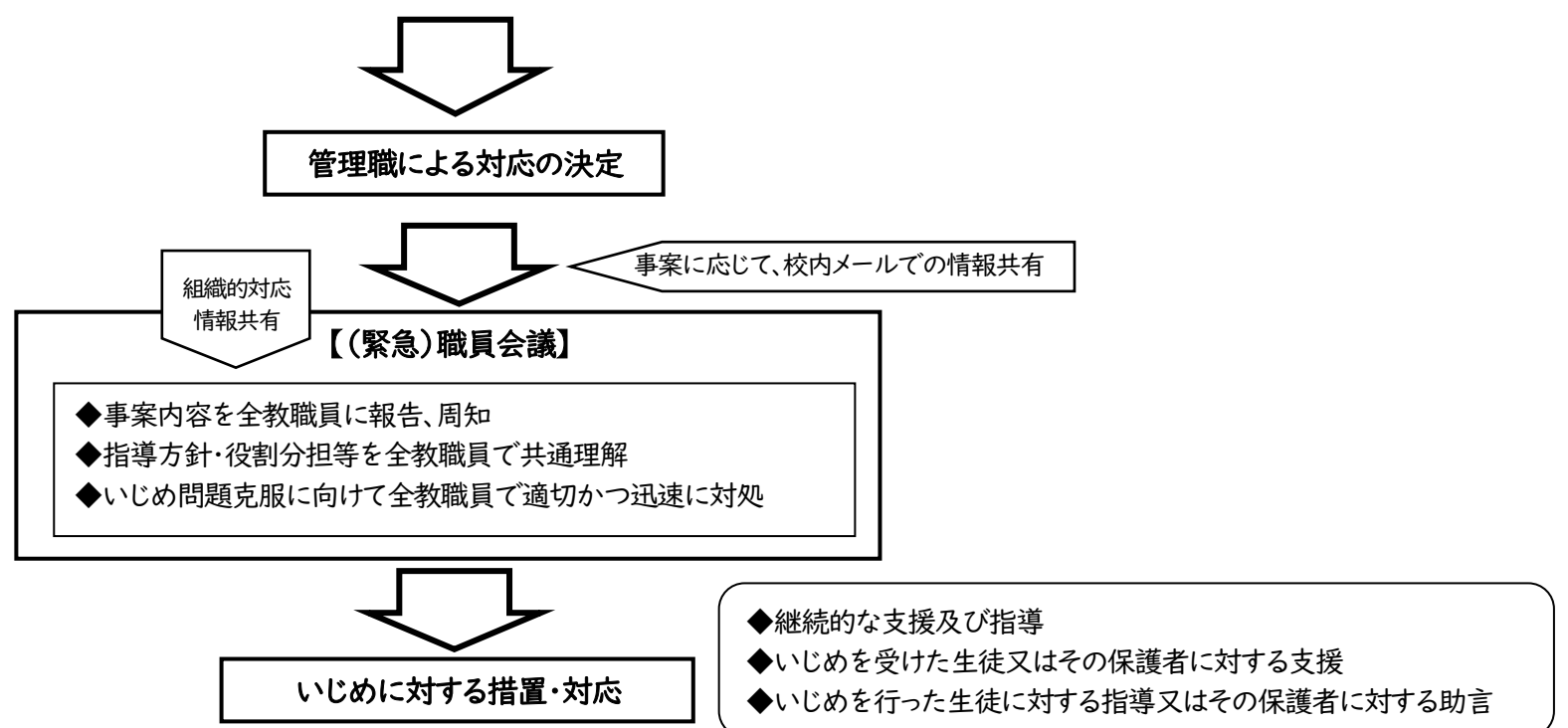
II いじめ事案対応の全般的留意事項

- ①法に基づく措置を確実・適切に行う ②いじめ被害者を徹底に守る姿勢 ③保護者への連絡を確実に行う ④生徒・保護者の意向を配慮する
- ⑤特別支援が必要な生徒への配慮 ⑥事実確認・会議・対応・連絡の経緯を必ず記録保管

III いじめ事案への初期対応の流れ



ここまでに「重大事案と判断された時の対応」は次ページ



IV 「重大事態」と判断された時の流れ

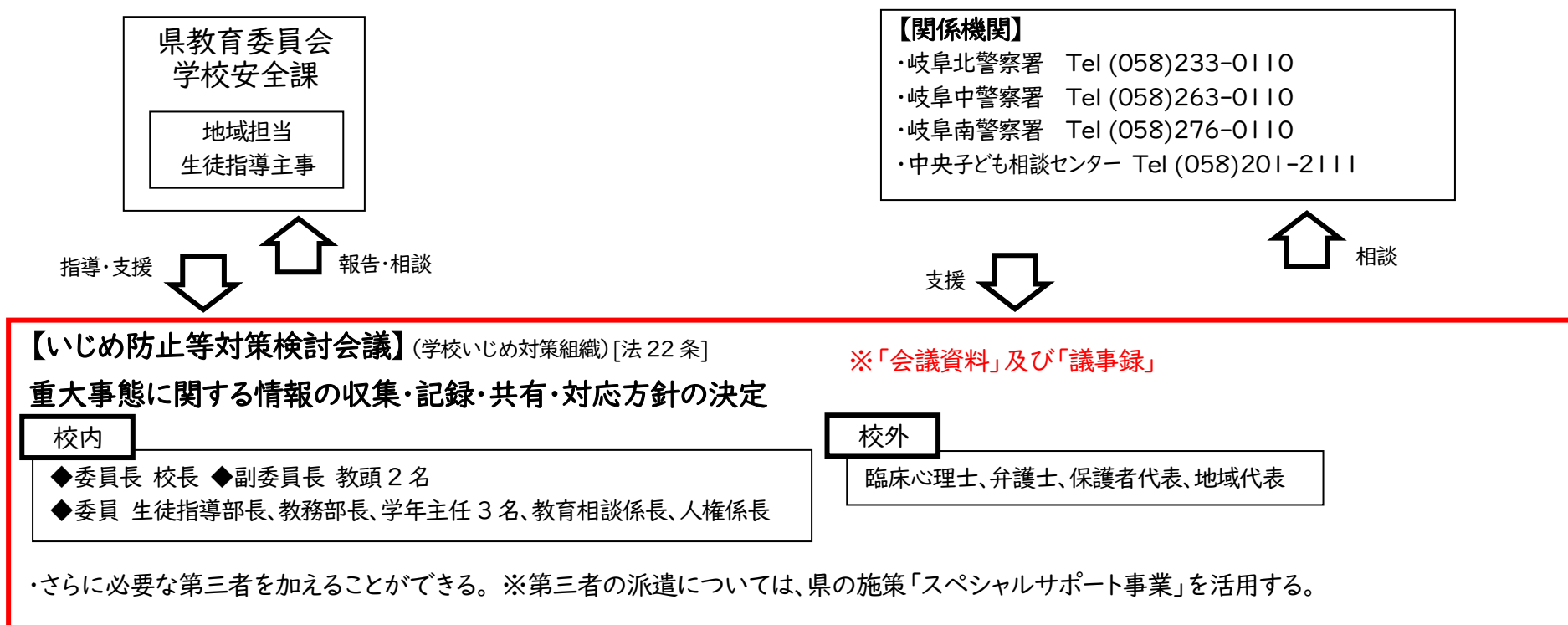
【重大事態(いじめ防止対策推進法第28条)】

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童等が自殺を企図した場合等)
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合は、迅速に調査に着手)※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申立てがあったとき

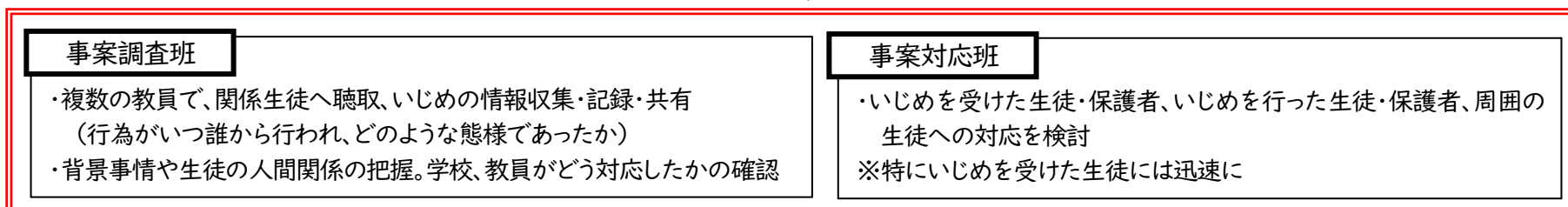
[対応順序]

1. 教育委員会(地域担当生徒指導主事を含む)へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査の実施について、学校主体によるものか教育委員会主体かの判断を仰ぐ。
2. 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に支援を求める。

[学校主体による調査組織の編成]



班割(聴き取り担当者)及び調査方法、対応の指導方針を決定



[学校主体による調査における注意事項]

- ・県教育委員会(地域担当生徒指導主事を含む)と密な連携をとり、指示を仰ぐ。
- ・生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を盾に説明を怠ることがないようにする。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・学校にとって不都合なことであったとしても、事実真挚な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。
- ・調査結果は県教育委員会(地域担当生徒指導主事を含む)に報告する(教育委員会から知事に報告する)。
- ・調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教育委員会による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。
- ・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。